

ベンチマーク制度の概要について

平成28年11月

資源エネルギー庁 省エネルギー課

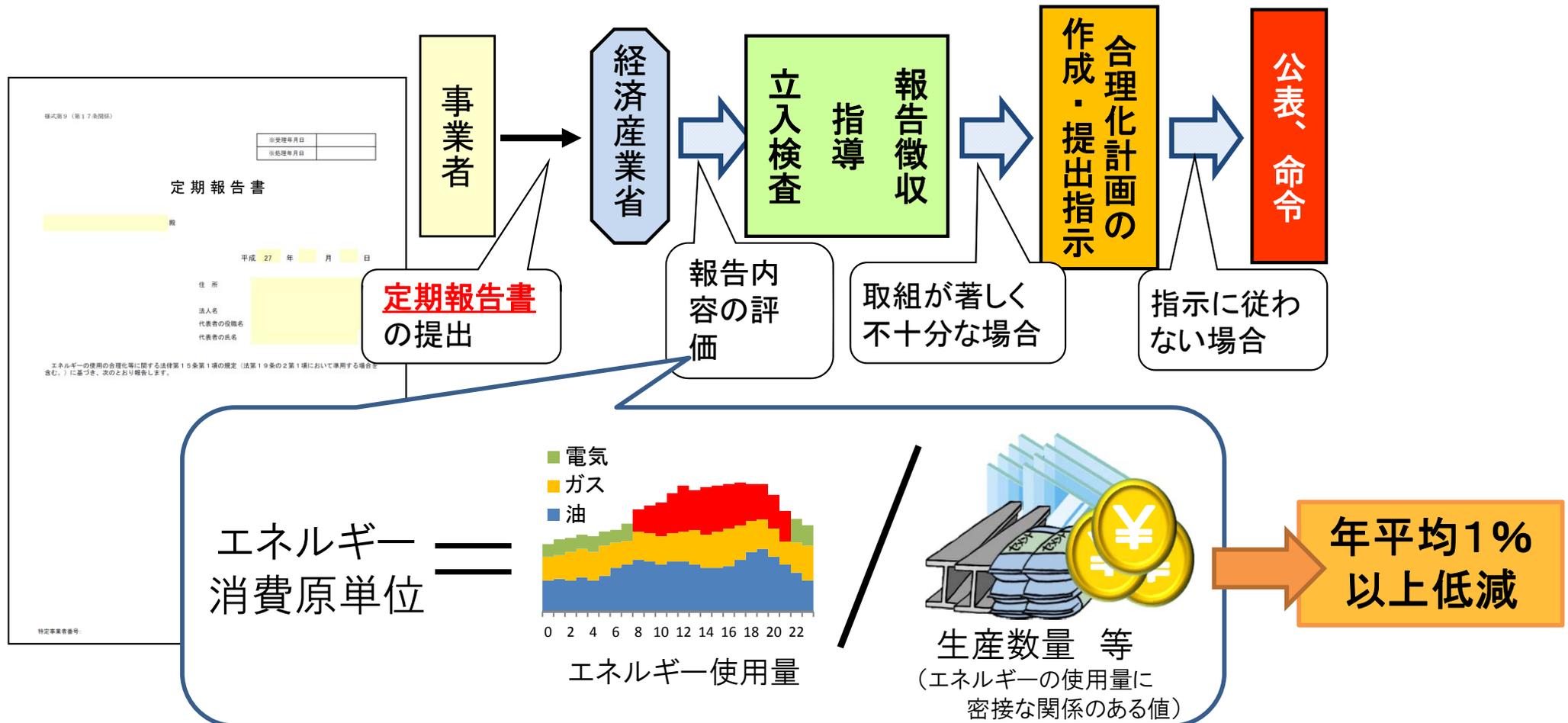
1. ベンチマーク制度創設の背景

2. 平成27年度『工場等判断基準WG』
の振り返り

3. 業務部門のベンチマーク対象業種の拡大

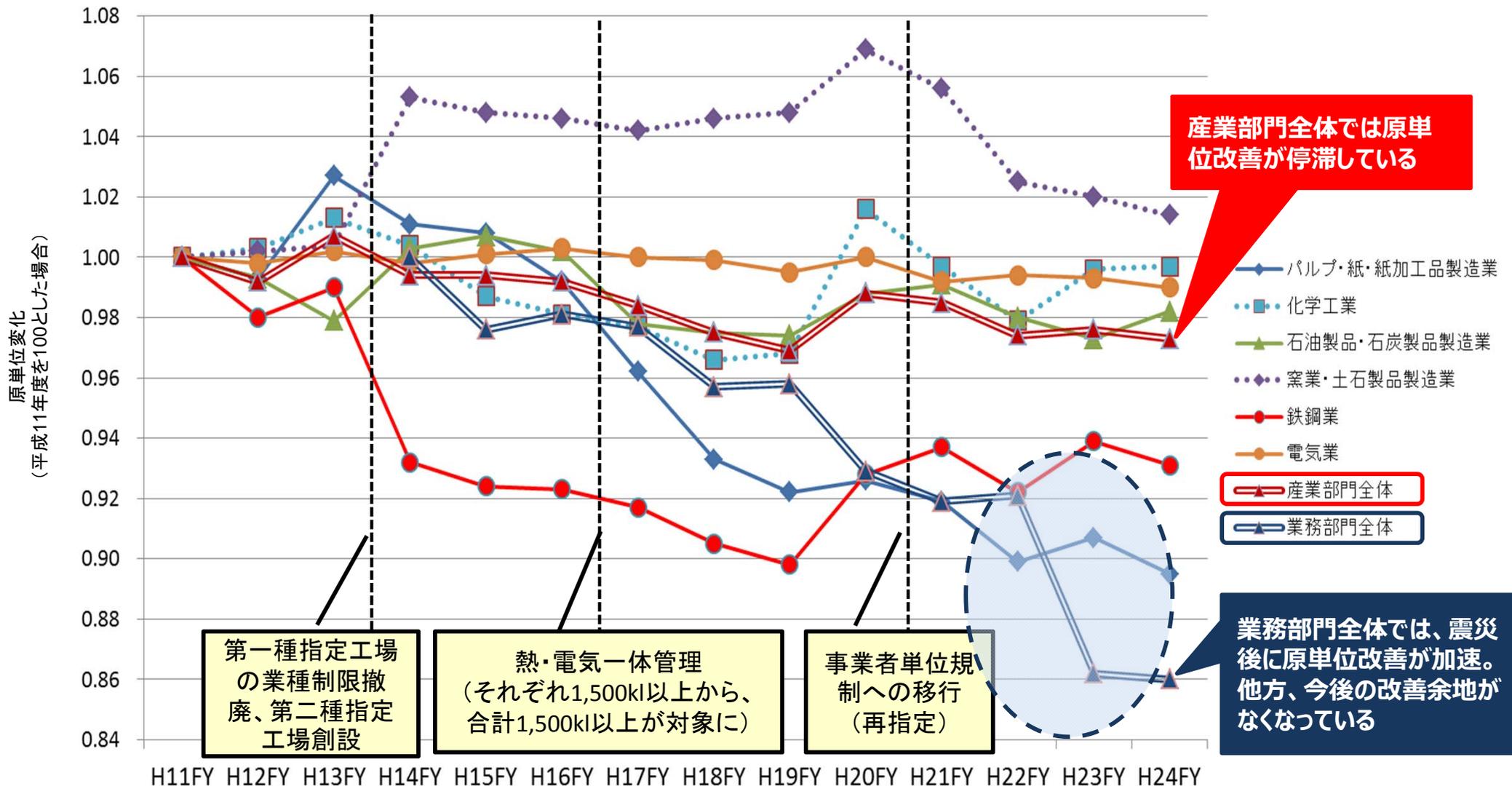
省エネ法の概要

- 省エネ法は、事業者へ適切な省エネ取組の実施を義務付ける法律。
- 事業者は、年間の省エネ取組を定期報告し、国は取組状況を評価する。
- **主な評価基準のひとつは、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減すること。**
- 取組が著しく不十分であれば、国による指導や立入検査、指示、公表、命令、罰則が課される。



省エネ取組の現状

- 産業部門では、一部の業界は停滞期に入っている。
- **業務部門**は順調に低減するも、**震災後の取組で余地がなくなった**との意見もあり。



省エネ法における問題意識

- エネルギー消費原単位を**年平均1%以上低減を維持することが困難**となっている。
- 既に相当程度省エネ取組を進めてきた優良事業者が**1%未達により適正に評価されない**。

新しい評価指標としてベンチマーク制度を検討開始

平成20年：ベンチマーク制度検討スタート

ベンチマーク制度とは、事業者の省エネ状況を**業種共通の指標を用いて評価**するもので、各事業者が**目標（目指すべき水準）**の達成を目指し、省エネ取組するもの。

平成21年：ベンチマーク制度を検討する研究会

平成21年～平成22年：産業部門

ベンチマーク制度導入

<業務部門において導入検討を開始した業種>

エネルギー消費量、密度が大きいことから**6業種**を選定。

- ①コンビニエンスストア ②ホテル ③百貨店
- ④貸事務所 ⑤スーパー ⑥ショッピングセンター

<産業部門：6業種10分野>

- ①高炉による製鉄業
- ②電炉による普通鋼製造業
- ③電炉による特殊鋼製造業
- ④電力供給業
- ⑤セメント製造業
- ⑥洋紙製造業
- ⑦板紙製造業
- ⑧石油精製業
- ⑨石油化学系基礎製品製造業
- ⑩ソーダ工業

平成26年：業務部門における省エネ取組の評価制度に関する研究会において業務部門のベンチマーク制度を本格的に検討開始

平成27年8月：省エネルギー小委員会取りまとめにおいて「業務部門におけるベンチマーク制度の創設」を検討すべき

平成27年11月：**安倍総理から業務部門へベンチマーク対象業種の拡大指示**

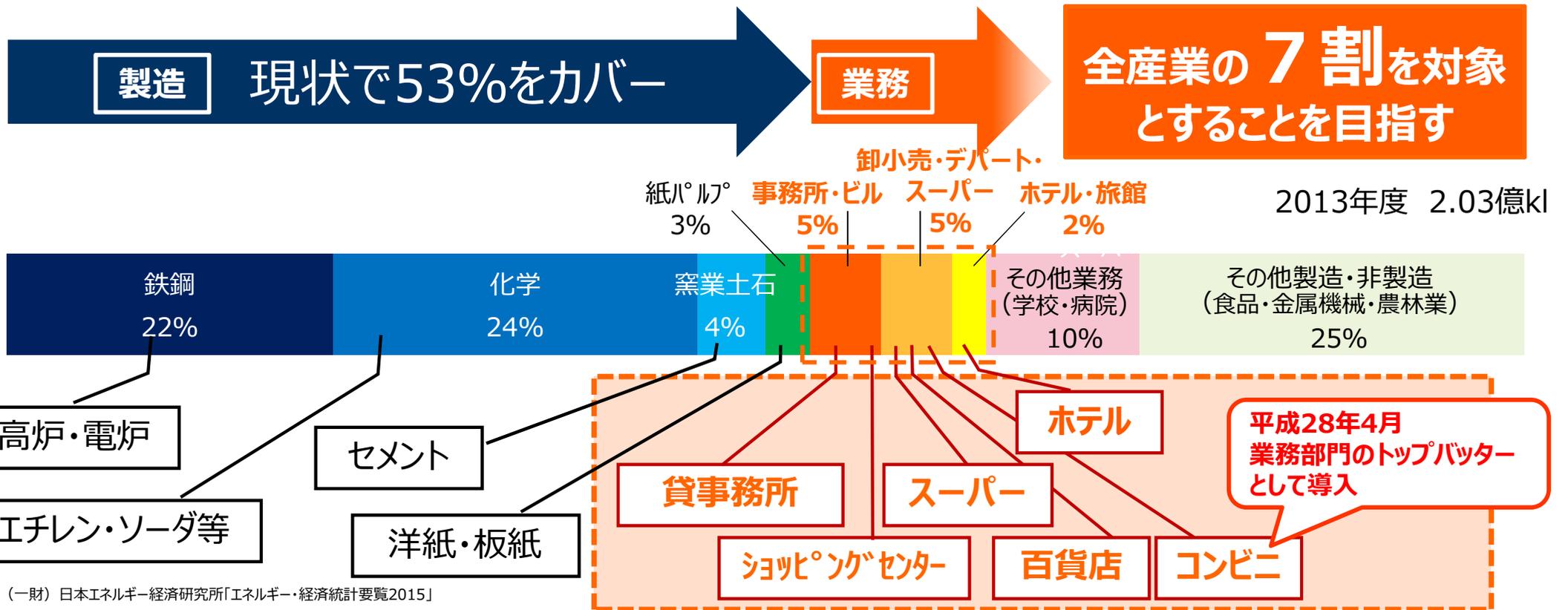
平成28年4月：**コンビニエンスストア業のベンチマーク制度施行**
※業務部門のトップバッターとして導入

未来投資に向けた官民対話 (第3回 平成27年11月26日)



総理発言抜粋

製造業向けの産業トップランナー制度を、本年度中に業務部門へ拡大し、**3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大いたします。**



平成28年4月『エネルギー革新戦略』の中で徹底した省エネを実現するための具体的施策として、「**全産業のエネルギー消費の7割をカバーすることを旨とする**」ことが示された。

ベンチマーク制度の概要

ベンチマーク制度とは、事業者の省エネ状況を**業種共通の指標を用いて評価**し、各事業者が**目標（目指すべき水準）**の達成を目指し、省エネ取組を進めるもの。

＜ベンチマーク制度導入の意義＞

- 従来指標（1%以上低減）だけでは、省エネ取組を適正に評価されなかった事業者が、ベンチマーク指標を用いることで、**適正な省エネ評価を受けることができる。**
- 業種共通の指標を用いて評価するため、**事業者の省エネ取組状況を客観的に把握できる。**

ベンチマーク制度創設に必要な3つの要素

① 事業

同様もしくは非常に近い手法によりエネルギーを消費している業種・業態を設定する。

② ベンチマーク指標

対象事業者に共通で設定する評価指標で、対象事業の特殊性を勘案した上で設定する。

③ 目指すべき水準

対象事業者が中長期的に目指す高い水準（対象業種の上位1割～2割）を設定する。

事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
高炉による製鉄業	エネルギー使用量 (kl) / 粗鋼量 (t)	0.531kl/t 以下

ベンチマーク制度の導入状況

- これまでは産業部門の**6業種10分野**でベンチマーク制度導入済み。
- 平成28年4月には、**業務部門のトップバッターとしてコンビニのベンチマーク制度施行。**

ベンチマーク制度導入業種

事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
(1) 高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ/t以下
(2) 電炉による普通鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.143kℓ/t以下
(3) 電炉による特殊鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.36kℓ/t以下
(4) 電力供給業	火力発電効率A指標 火力発電効率B指標	1.00以上 44.3%以上
(5) セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ/t以下
(6) 洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ/t以下
(7) 板紙製造業	板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下
(8) 石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876以下
(9) 石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下
(10) ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.22GJ/t以下
(11) コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	845kWh/百万円以下

平成28年4月
施行

ベンチマーク制度の位置付け

第14回省エネルギー小委員会（平成27年6月15日）において、今後の省エネ施策の方向性等に関する取りまとめが実施され、この中では、**ベンチマーク制度の積極的な活用**が示されているところ。

<ベンチマーク制度の活用に向けた方針>

①省エネ法におけるベンチマーク制度の見直し

（ベンチマーク制度による省エネ優良事業者の選定）

事業者のクラス分け評価の仕組みに、**ベンチマーク制度の目標達成を省エネ優良事業者の要件に位置付けるべき**である。

②省エネ法規制と連動した支援制度の導入

（ベンチマーク制度と統合的な支援の在り方）

我が国として、引き続き世界トップレベルのエネルギー効率を維持するためには、省エネの遅れている事業者を規制により底上げを図るだけでなく、既に相当程度省エネを進めている事業者が、更なる大幅な省エネの実現に向けた計画に挑戦する試みを政策的に支援することで、フロントランナーとしての事業者のレベルをさらに引き上げることが、今後の好事例の横展開等を図る点からも重要である。

省エネ法上の措置と支援策を組合せ、効果的に省エネ取組を促すため、**省エネ支援策の要件としてベンチマーク制度を活用すべき**である。具体的には、優良事業者等と評価された事業者からの提案や、ベンチマーク制度上の目指すべき水準を達成するための提案に対し、**重点的に支援する仕組み**について今後検討すべきである。

ベンチマーク制度の活用① 事業者クラス分け評価制度

- **平成28年度より事業者クラス分け評価制度スタート。**
- 全ての事業者を、省エネ状況に応じて**S・A・B・Cの4段階へクラス分け。**
- **ベンチマーク達成事業者**は、原単位1%低減を達成していなくても**Sクラス**に位置付けられる。
- 複数のベンチマークを報告している事業者は、**いずれか一つの業種でベンチマークを達成すればSクラス**とする。

Sクラス

省エネが優良な事業者
7,774社 (62.6%) ※1

【水準】 ※2
① 努力目標達成

または、 ※3
② ベンチマーク目標達成

ベンチマーク達成者は原単位
1%削減を達成していなくても
Sクラスへ位置付ける

【対応】
優良事業者として、経産省
HPで事業者名や連続達成
年数を表示。

Aクラス

一般的な事業者
3,417社 (27.5%) ※1

【水準】
SクラスにもBクラスにも該当
しない事業者

【対応】
特段なし。

Bクラス

省エネが停滞している事業者
1,221社 (9.8%) ※1

【水準】 ※2
① 努力目標未達成かつ直近
2年連続で原単位が対前
年度年比増加
または、
② 5年間平均原単位が5%
超増加

【対応】
注意文書を送付し、現地調
査等を重点的に実施。

Cクラス

注意を要する事業者

【水準】
Bクラスの事業者の中で特に
判断基準遵守状況が不十分

【対応】
省エネ法第6条に基づく指導
を実施。

※1 平成27年度定期報告（平成26年度実績）総事業者数12,412社より算出

※2 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※3 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

(参考) S事業者の経産省HPでの公表例

- 事業者クラス分け評価制度では、評価の結果として、以下①②のいずれかを満たす事業者を省エネ優良事業者(Sクラス)と分類。
 - ① エネルギーの使用に係る原単位（エネルギー消費原単位）又は電気需要平準化原単位の5年度間平均原単位変化が1%以上の低減であること
 - ② ベンチマーク指標が「目指すべき水準」を達成していること
- 「省エネ評価」の欄は、事業者をSクラスと評価する場合に限り、「☆」を記載。
- 「ベンチマーク達成分野」の欄は、省エネ法ベンチマーク制度の対象となる事業者が上記②を満たす場合に限り、その達成した分野名を記載。

特定事業者等リストにおけるSクラス事業者の一部抜粋（経産省HP）

標準産業分類 中分類	特定事業者番号	主たる事業所の所在地	事業者等名	省エネ評価 27年度	ベンチマーク達成分野
※本制度における評価は、特定事業者の工場・事業場におけるエネルギーの使用状況等に基づいた評価であり、必ずしも各業種におけるエネルギー使用状況等を反映したものとは限りません。					
14パルプ・紙・紙加工品製造業	0007241	愛知県	株式会社エコペーパーJP	☆	4A洋紙製造業、4B板紙製造業
16化学工業	0008261	岡山県	岡山化成株式会社	☆	6Bソーダ工業
22鉄鋼業	0043641	岐阜県	山口鋼業株式会社	☆	1B電炉による普通鋼製造業
17石油製品・石炭製品製造業	0055841	三重県	昭和四日市石油株式会社	☆	5石油精製業
31輸送用機械器具製造業	0063241	富山県	アイシン新和株式会社	☆	1C電炉による特殊鋼製造業
21窯業・土石製品製造業	0067081	福岡県	麻生セメント株式会社	☆	3セメント製造業
26生産用機械器具製造業	0107441	愛知県	新東工業株式会社	☆	1C電炉による特殊鋼製造業
23非鉄金属製造業	0496031	東京都	日本軽金属株式会社	☆	6Bソーダ工業

※なお、分類方法の違いにより、標準産業分類(中分類)とベンチマーク制度の対象分類は一致しない。

ベンチマーク制度の活用② 平成28年度省エネ補助金

ベンチマーク指標の改善に資する省エネ投資をした場合、**政策的意義の観点から事業者をプラス評価する。**

【対象業種】

- (1) 高炉による製鉄業 (2) 電炉による普通鋼製造業 (3) 電炉による特殊鋼製造業 (4) 電力供給業
- (5) セメント製造業 (6) 洋紙製造業 (7) 板紙製造業 (8) 石油精製業 (9) 石油化学系基礎製品製造業
- (10) ソーダ工業 **(11) コンビニエンスストア ←H28年4月新規追加**

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課
03-3501-9726

平成28年度予算案額 **515.0億円 (410.0億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 既設設備・システムの入替えや製造プロセスの改善等に向けた改修、エネルギー管理システム (EMS)の導入により、工場・事業場単位での省エネ・電力ピーク対策や事業者間の省エネ対策を行う際に必要となる費用を補助します。
 - その際、省エネ法との連携を重視し、より高い水準の省エネの取組を促します。また、トップランナー制度対象機器を導入する場合、トップランナー基準※を満たす製品に対象を限定します。
- ※トップランナー基準
指定された製品のうち、その時点で最も省エネ性能に優れた製品の省エネ水準、技術進歩の見込み等を参考に定められたエネルギー消費効率の基準

成果目標

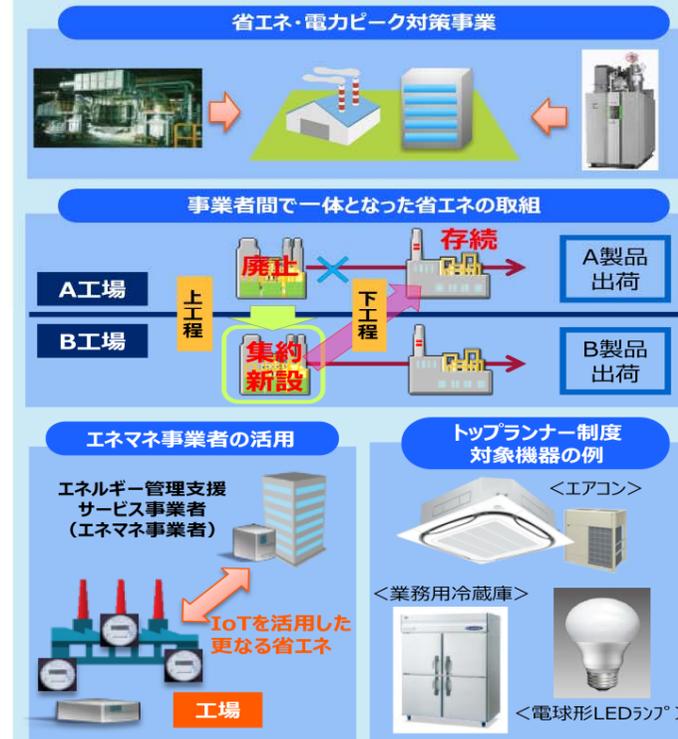
- 平成10年からの事業であり、申請時に計画された省エネ量が実績値としても100%を超えて確実に達成されることにより、平成42年(2030年)省エネ目標(5,030万kl)の達成に寄与することを目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



- 補助対象者
全業種、日本国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
- 補助率
省エネ設備導入、電力ピーク対策事業 1/3以内
エネマネ事業者を活用した事業 1/2以内

事業イメージ



ベンチマーク制度の活用② 平成28年度省エネ補助金

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 公募要領 抜粋

②評価項目

項目	内容
省エネルギー効果及びピーク対策効果	申請単位に対する補助事業による省エネルギー量(省エネルギー率)及びピーク対策効果量(ピーク対策効果率)。 ※申請パターンA、Dについては、ピーク対策効果についての記載は任意とするが、記載がある場合は省エネルギー効果に加えてピーク対策効果も評価する。また、申請パターンB、Eについては、ピーク対策効果に加えて省エネルギー効果も評価する。
費用対効果	補助対象経費1千万円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量又は電気需要平準化時間帯の電力使用削減量。
技術の先端性	技術の先端性。
政策的意義	中小企業の省エネルギー事業。 ⇒詳細は、補足⑪「中小企業の定義について」を参照(P.43)
	申請者が省エネルギーの数値目標を明確にした計画(環境自主行動計画等)を公表しており、当該行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業。
	中小企業が実施する、中長期計画の実行性を高めるための省エネルギー事業。
	ISO50001に基づく行動計画の実行性を高めるための省エネルギー事業。
	売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企業の省エネルギー事業。
	定期報告書の記載から、ベンチマーク改善に資することが認められる事業。
コミッションングを実施する事業 ⇒詳細は補足⑫「コミッションングを実施する事業について」を参照(P.44)	

1. ベンチマーク制度創設の背景

2. 平成27年度『工場等判断基準WG』 の振り返り

3. 業務部門のベンチマーク対象業種の拡大

① 業務部門におけるベンチマーク制度の創設

業務部門のトップバッターとしてコンビニエンスストアのベンチマーク制度の審議を行い、ベンチマークが承認され、**平成28年4月より制度スタート**。平成29年7月末の定期報告にてベンチマークの報告が行われる予定。

■ 対象事業

日本標準産業分類：コンビニエンスストア（5891）

主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業で、店舗規模が小さく、終日または長時間営業を行う事業所をいう。

■ ベンチマークの指標

* 低炭素社会実行計画にて採用している原単位指標を採用

$$\text{ベンチマーク指標} = \frac{\text{コンビニエンスストアの全事業所（店舗のみ）における総電気使用量（kWh）}}{\text{コンビニエンスストアの全事業所（店舗のみ）における総売上高（百万円）}}$$

※コンビニエンスストアの全事業所（店舗のみ）は、直営店舗及び加盟店舗の数値。

■ 目指すべき水準

目指すべき水準：845 kWh/百万円

② 産業部門におけるベンチマーク制度の見直し

従来水準において、過去4～5年分の合計で達成率が2割を超えていることから、セメント製造業、洋紙製造業、ソーダ工業は、**新しい水準へ見直しを実施。**

業種	項目	H21	H22	H23	H24	H25	5年度合計	水準
(1A) 高炉による製鉄業	報告者数	6	6	5	4	3	24	0.562以下
	今回 達成者数	1	1	1	0	0	3	
	今回 達成率	16.7%	16.7%	20.0%	0.0%	0.0%	12.5%	
	現 達成者数	0	1	0	0	0	1	
(1B) 電炉による普通鋼製造業	報告者数	38	39	35	35	32	179	0.147以下
	今回 達成者数	5	5	4	5	7	26	
	今回 達成率	13.2%	12.8%	11.4%	14.3%	21.9%	14.5%	
	現 達成者数	4	4	3	3	5	19	
(1C) 電炉による特殊鋼製造業	報告者数	16	17	18	18	19	88	0.35以下
	今回 達成者数	2	2	3	2	4	13	
	今回 達成率	12.5%	11.8%	16.7%	11.1%	21.1%	14.8%	
	現 達成者数	2	3	4	3	5	17	
(3) セメント製造業	報告者数	17	18	17	17	17	86	3,739以下
	今回 達成者数	1	2	3	3	4	13	
	今回 達成率	5.9%	11.1%	17.6%	17.6%	23.5%	15.1%	
	現 達成者数	3	4	4	5	5	21	
(3) セメント製造業	報告者数	17	18	17	17	17	86	3,891以下
	今回 達成者数	1	2	3	3	4	13	
	今回 達成率	5.9%	11.1%	17.6%	17.6%	23.5%	15.1%	
	現 達成者数	3	4	4	5	5	21	

業種	項目	H21	H22	H23	H24	H25	5年度合計	水準
(4A) 洋紙製造業	報告者数		18	19	21	20	78	6,626以下
	今回 達成者数		2	3	3	3	11	
	今回 達成率		11.1%	15.8%	14.3%	15.0%	14.1%	
	現 達成者数		4	4	5	4	17	
(4B) 板紙製造業	報告者数		28	31	30	31	120	5,311以下
	今回 達成者数		3	5	5	5	18	
	今回 達成率		10.7%	16.1%	16.7%	16.1%	15.0%	
	現 達成者数		3	4	4	5	16	
(5) 石油精製業	報告者数		14	14	13	13	54	0.864以下
	今回 達成者数		2	1	2	3	8	
	今回 達成率		14.3%	7.1%	15.4%	25.0%	14.8%	
	現 達成者数		2	1	2	4	9	
(6A) 石油化学系基礎製品製造業	報告者数		9	10	10	10	39	12.0以下
	今回 達成者数		3	1	1	2	7	
	今回 達成率		33.3%	10.0%	10.0%	20.0%	17.9%	
	現 達成者数		1	1	1	1	4	
(6B) ソーダ工業	報告者数		19	21	22	22	84	3.22以下
	今回 達成者数		4	2	3	3	12	
	今回 達成率		21.1%	9.5%	13.6%	13.6%	14.3%	
	現 達成者数		8	8	8	8	32	
(6B) ソーダ工業	報告者数		19	21	22	22	84	3.45以下
	今回 達成者数		4	2	3	3	12	
	今回 達成率		21.1%	9.5%	13.6%	13.6%	14.3%	
	現 達成者数		8	8	8	8	32	

- 5年度平均達成率20%以下
- 5年度平均達成率20%超え ⇒ **新しい水準へ見直し**

(参考) 目指すべき水準の再設定の際の計算方法について

- 従来目指すべき水準の算出に用いている「平均－標準偏差」は、以下の理由から、業界の上位を正しく表していない可能性がある。
 - － 下位層で突出している少数の事業者の値によって、「平均－標準偏差」の水準が大きく上がる。
 - － そのため、達成率1～2割を指すとは限らない。
- これらの課題に対応するため、下位層の突出した値の影響を受けず、確実に達成率1～2割の水準に設定可能な「上位15%水準」で算出することとしてはどうか。
- また、算出には、定期報告された各事業者のベンチマーク指標をデータとして用いるが、特定年度のデータのみを用いると、その年度の特異性（景気動向、エネルギー需給など）の影響を排除できないため、実際の上位層と比較して過大／過小な水準を算出する可能性がある。
- そのため、現在把握可能な過去4～5年分のベンチマーク指標のデータ全てを対象として、各年度の特異性を均す必要があるのではないか。

21個のデータ点を対象とした場合の
上位15%水準（モデル分布）

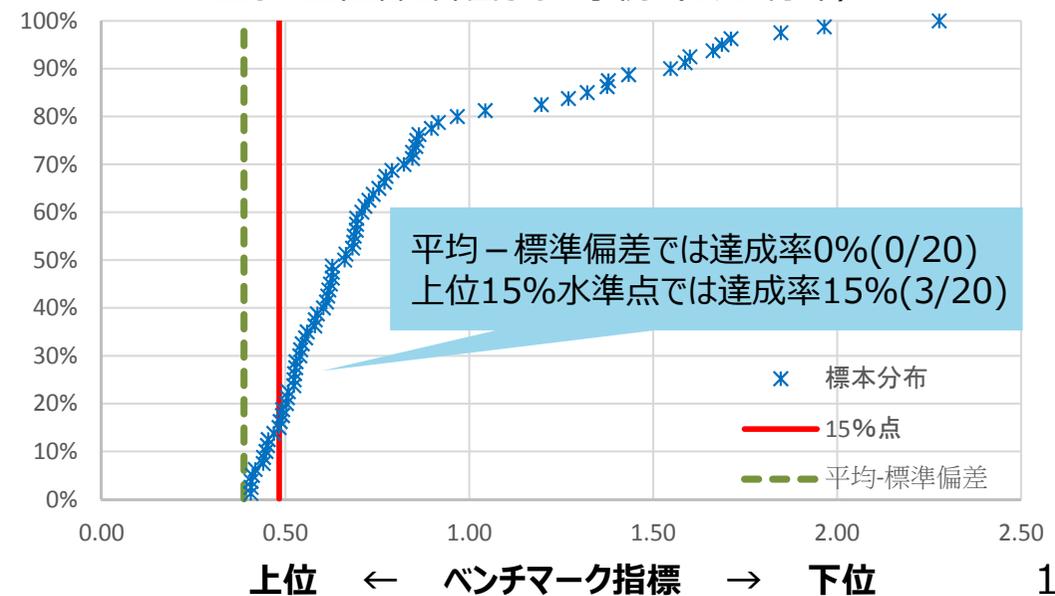
順位（数え上げ%）	ベンチマーク指標
1位（4.7%）	10
2位（9.5%）	20
3位（14.3%）	30
4位（19.0%）	40
5位（23.8%）	50
⋮	⋮
21位（100%）	210

上位15%水準

- 3位と4位の間（30と40の間）の3位（14.3%）寄りの点が上位15%水準に相当



下位層の分布に引かれて平均－標準偏差が
正しい上位層を算出しない事例（モデル分布）



1. ベンチマーク制度創設の背景

**2. 平成27年度『工場等判断基準WG』
の振り返り**

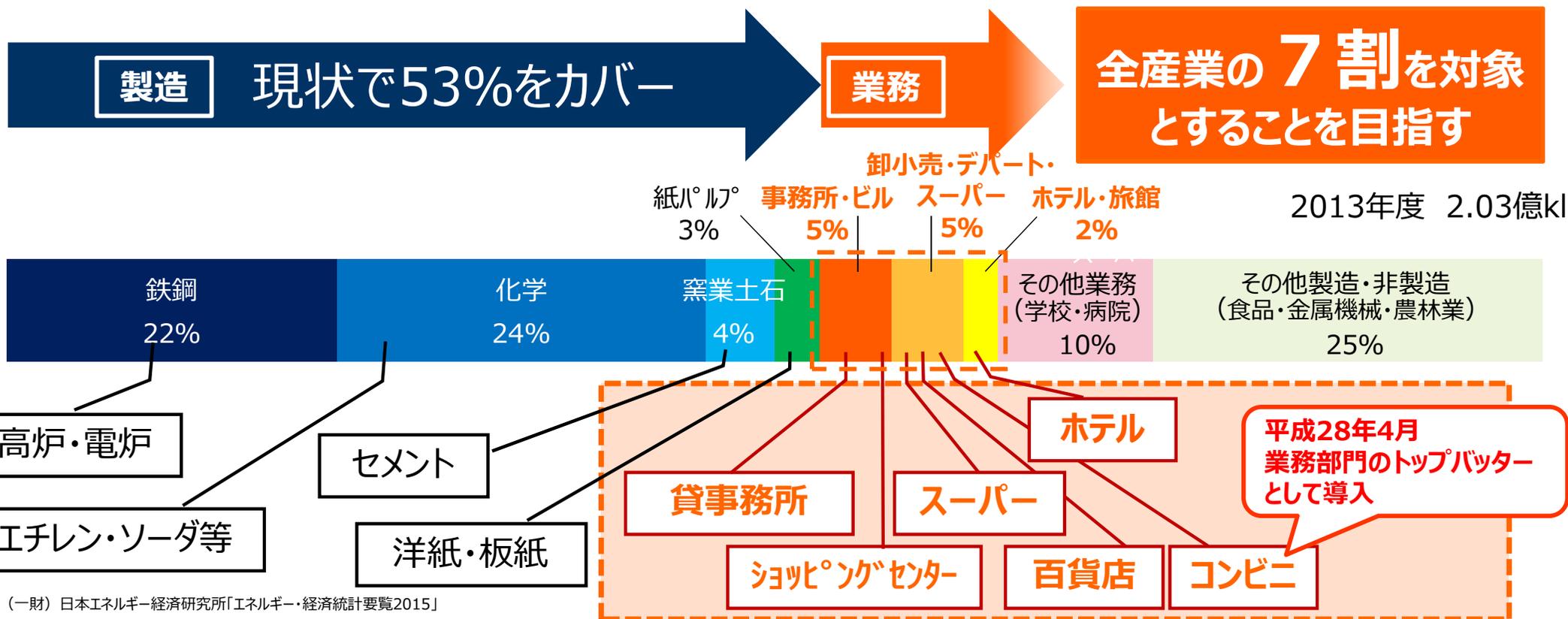
3. 業務部門のベンチマーク対象業種の拡大

【再掲】未来投資に向けた官民対話 (第3回 平成27年11月26日)



総理発言抜粋

製造業向けの産業トップランナー制度を、本年度中に業務部門へ拡大し、**3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大いたします。**



平成28年4月『エネルギー革新戦略』の中で徹底した省エネを実現するための具体的施策として、「**全産業のエネルギー消費の7割をカバーすることを旨とする**」ことが示された。

ベンチマーク制度導入に向けたスケジュール

ベンチマーク制度について業界団体と合意が得られた業種より本WGで順次審議を行う。
今年度の審議で承認されると**平成29年4月より制度開始**となる。

制度設計

平成21年～平成28年10月

審議

平成28年
11月～3月

運用開始

平成29年
4月

定期報告

平成30年
7月

ベンチマーク制度設計（案）

① 対象事業

例) ホテル業、食料品スーパー業、百貨店業、
貸事務所業、ショッピングセンター業

② ベンチマーク指標

例)

事業者が保有する全店舗の
年間総エネルギー消費量(kI)

$$\text{ベンチマーク指標(案)} = \frac{\text{事業者が保有する全店舗の年間総エネルギー消費量(kI)}}{\sum_{n=\text{全店舗}} \left(\text{事業者が保有する各店舗の延床面積(m}^2\text{)} \times \text{事業者が保有する各店舗の年間営業時間(h)} \right)}$$

③ 目指すべき水準

当該業種で上位1～2割の水準とする

工場等判断基準WGで審議

パブリックコメント

ベンチマーク制度の告示施行

運用開始

定期報告でベンチマーク指標の値を報告

業務部門のベンチマーク制度の検討状況

業種	指標（案）	検討状況
コンビニエンスストア	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー消費原単位 売上高あたりのエネルギー消費量 ● 目指すべき水準：8.45kwh/百万円 	<div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px; display: inline-block; font-weight: bold;">導入済</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年4月告示施行 ● 平成29年7月定期報告にてベンチマーク指標の値を報告
ホテル	<ul style="list-style-type: none"> ● 重回帰式を指標として用いる ①規模に関する要素 + ②設備に関する要素 + ③稼働に関する要素 	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケートのデータ分析によりエネルギー消費量に影響するパラメーター絞り込み ● 協会会員向けベンチマーク説明会実施 ● 役員会承認
食料品スーパー	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー消費原単位 or 重回帰式 店舗面積、営業時間、冷凍冷蔵ショーケース等を考慮した指標を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地調査による状況把握 ● データ収集のためのアンケート実施 ● 関連の4協会との意見交換実施 ● 協会合意に向けてデータ分析中
百貨店	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー消費原単位 or 重回帰式 店舗面積、営業時間、売上高等を考慮した指標を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンチマーク制度説明会実施 (東京、名古屋、大阪、岡山、福岡) ● 協会合意に向けてデータ分析中
貸事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネポテンシャル推計ツールを指標として検討中 ※ECTT（省エネセンター開発）をもとにベンチマーク制度専用で作成したツール 	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンチマーク制度説明会実施 制度概要の説明と省エネポテンシャル推計ツールの操作方法について実演（東京、名古屋、大阪） ● 課題はツールの入力負荷
ショッピングセンター	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー消費原単位を指標として検討中 店舗面積×営業時間あたりのエネルギー消費量など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗の現地調査を検討中 ● 課題は店舗形態の違い、多様なテナントの評価など

第1回WG
で審議